

令和3年4月21日
(2021年)

市内指定居宅介護支援事業所 管理者 様
市内指定介護予防支援事業所 管理者 様
市内指定予防専門型訪問サービス事業所 管理者 様
市内指定家事援助限定型訪問サービス事業所 管理者 様
市内指定予防専門型通所サービス事業所 管理者 様

西宮市介護保険課長

総合事業におけるサービスコードの改定について（通知）

平素より、本市介護保険事業の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市においては、令和3年4月1日より、介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業において、報酬改定を行います。これに伴い、サービスコードを改定しましたので、お知らせします。

サービスコードの改定に伴い、サービスコードマスタを更新しておりますので、本市ホームページよりダウンロードをして、取り込んでいただきますようお願いいたします。

記

1. 改定内容（主な内容は以下のとおり）

(1) 基本単位数の引き上げ

サービス種類	～令和3年3月	令和3年4月～
介護予防ケアマネジメント	431単位	438単位
予防専門型訪問サービス	(Ⅰ) 1, 172単位 (Ⅱ) 2, 342単位 (Ⅲ) 3, 715単位	(Ⅰ) 1, 176単位 (Ⅱ) 2, 349単位 (Ⅲ) 3, 727単位
家事援助限定型訪問サービス	(Ⅰ) 938単位 (Ⅱ) 1, 874単位 (Ⅲ) 2, 972単位	(Ⅰ) 941単位 (Ⅱ) 1, 879単位 (Ⅲ) 2, 982単位
予防専門型通所サービス	要支援1・事業対象者 1, 655単位 要支援2 3, 393単位	要支援1・事業対象者 1, 672単位 要支援2 3, 428単位

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応として、所定単位数に1/1000を上乗せする（令和3年9月30日まで）。

(3) 同一建物減算に係るサービスコードの変更

(4) 加算の創設、変更等

○介護予防ケアマネジメント

- ・介護予防ケア委託連携加算の創設

○予防専門型通所サービス

- ① 栄養アセスメント加算の創設
- ② 栄養改善加算の単位数の変更
- ③ 口腔機能向上加算の変更
- ④ サービス提供体制強化加算の変更
- ⑤ 生活機能向上連携加算の変更
- ⑥ 口腔・栄養スクリーニング加算の変更
- ⑦ 科学的介護推進体制加算の創設

2. サービスコードマスタの取り込み方法

本市ホームページよりダウンロードしてください。

https://www.nishi.or.jp/jigyosha_joho/kaigo_jigyo/tetsuzuki/jigyo-kaigoyobo.html

以 上

<お問合せ先>

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

西宮市 介護保険課 給付・適正化チーム

電 話：0798-35-3048